

6. 税金の控除・減免について

4) 相続税の控除

障がいのある方が相続人となり、遺産の相続等があった場合、相続税の控除が受けられます。

《手続き》

詳しいことは担当にお問い合わせ下さい。

【担当】室蘭税務署 電話 0143-22-4151